

平成 22 年度税制改正に関する要望

東京商工会議所

わが国経済は、アジア向け輸出の増加や政策的な消費喚起効果等により持ち直しつつあるものの、水準は昨年度と比べて未だ低い。中小企業の倒産・廃業は増加の一途を辿り、雇用情勢は戦後最悪レベルに達するなど極めて厳しい経済状況が続いている。

こうした中であって、わが国は、現下の経済危機から早期に脱却し、内外需バランスのとれた持続的な経済成長を実現しなければならない。そのため、経済のグローバル化や低炭素社会への対応などを見据えつつ、税制面においても、イノベーションを促進し、企業の活力を引き出し、成長産業の育成や地域の活性化に向けた思い切った措置を講じる必要がある。

とりわけ、企業数の 99.7%、雇用の 7 割を占める中小企業は、わが国の経済基盤を支え、成長の源泉である。果敢にチャレンジする中小企業の経営基盤の強化、生産性や競争力の向上を力強く支援することは、経済成長のみならず雇用の維持・増大のためにも必要不可欠である。健全な中小企業の発展なしに、わが国の持続的な経済成長や経済社会の安定はあり得ない。企業の収益性の向上や納税義務の履行に向けて努力している中小企業に対しては、経営力や事業意欲の向上を税制面でこれまで以上に大胆な支援をする必要があり、引いては、雇用の維持・増大や地域活性化の実現にも資することにつながる。

一方、財政健全化は重要な政策課題の一つであり、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 21 年 4 月 1 日施行）の附則第 104 条において、景気回復や行政改革、歳出の無駄の排除を前提に、消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成 23 年度までに必要な法制上の措置を講ずることが規定されているところであるが、まずは、現下の非常事態であるわが国経済をしっかりと回復させることが最優先課題であり、景気を低迷させることにならないよう、経済状況をよく見極め、慎重に対応する必要がある。

他方、国民が安心して暮らせる持続可能で信頼性の高い社会保障制度を早急に構築し、国民の不安を払拭することも喫緊の課題である。その財源については、税体系を総合的に検討する必要があるが、消費税については、①わが国の景気が回復し持続的な成長を実現すること、②国・地方とも、国民・住民が納得するような歳出削減を図ること、③価格転嫁の困難性や増大する事務負担など中小企業への悪影響を無くすこと等を、国民や事業者に明示し、十分な理解を得ることが必要である。

以上を踏まえ、平成 22 年度税制改正にあたり、自ら努力している中小企業等を支援し、経済成長を促進する観点から、以下の事項の実現を強く要望する。

I. 企業の競争力・成長力の強化

1. 中小企業の経営基盤強化に資する税制

わが国の中小企業は、経済のグローバル化による競争激化、世界的な経済情勢の悪化に伴う設備投資・個人消費の低迷等によって、極めて厳しい経営環境に直面しながらも、必死の経営努力を続け、地域経済の安定化や雇用維持に大きな役割を果たしている。

ヒト・モノ・カネなど経営資源に限りがある中で、雇用の維持・増大、技術・ノウハウの伝承等により地域社会に貢献している中小企業の重要性を再認識した上で、中小企業の活性化に向け、中小企業の自助努力を阻害している税制を取り除き、中小企業の経営基盤強化や生産性向上を支援する税制措置を図ることが不可欠である。

租税特別措置（特例）について、真に必要な措置は恒久化すべきである。特に、中小企業関係の租税特別措置については、中小企業が地域経済や地域の雇用を支えている存在であることに鑑み、拡充のうえ、恒久化することが必要である。租税特別措置の見直しの際、財源捻出に向けた数合わせのためだけに、中小企業等関係の租税特別措置が縮減されることは、決してあってはならない。

(1) 中小企業の財務基盤強化に資する税制措置

- ①地域経済を支える中小企業の財務基盤強化を図るため、中小企業の法人税の軽減税率（現行：平成22年度まで18%、原則22%）を11%へ引き下げ、適用所得金額（現行：800万円）を1,600万円へ引き上げるべきである。
- ②中小企業等の設備投資・研究開発等を支援するため、本年度末に適用期限を迎える以下の特例の拡充・恒久化を図りたい。
 - (a) 少額減価償却資産の特例について、対象価額（現行：30万円未満）や取得合計額の制限（現行：合計額300万円まで）を引き上げたうえで、恒久化すること。
 - (b) 中小企業投資促進税制について、金額要件の引き下げ（現行：機械装置160万円以上、器具備品120万円以上、ソフトウェア70万円以上）、特別償却割合（現行：30%）および税額控除割合（現行：7%）の引き上げ、対象を中古資産にも拡大、繰越年数（現行：1年）の伸長等拡充したうえで、恒久化すること。
 - (c) 中小企業技術基盤強化税制について、税額控除割合（現行：12%）の引き上げ、「人件費」について専任担当者以外の者でも従事割合が合理的に算定できる場合は対象と認める等拡充したうえで、恒久化すること。
- ③中小企業の経営力の強化を図るため、経営コンサルティング費用やISO取得費用等の一定割合を税額控除する制度を創設されたい。

(2) ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の創設・拡充

わが国の雇用創出や経済成長力を維持・強化するためには、開業率が廃業率を下回っている中、イノベーション創出の担い手となるベンチャー・新規創業企業の活性化が必要不可欠である。しかし、創業時においては、会社設立のための資金をはじめ、初期の設備投資や運転資金、顧客開拓に係る資金等、多額の資金がかかる一方で、十分な資金調達をすることが困難なケースが多い。

このため、ベンチャー・新規創業企業のスタートアップを支援する以下の税制措置を講じられたい。

- ① 創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、非課税枠(1,000万円)を創設すること。
- ② ベンチャー企業の株式購入時に投資額の一定割合を税額控除できる制度を創設すること。
- ③ 創業後5年間に生じた欠損金の繰越控除期間を無期限とすること。
- ④ 会社設立に係る印紙税、登録免許税を廃止すること。
- ⑤ 新設中小法人に係る消費税の免税事業者となる資本金基準(現行:資本金1,000万円未満の法人)を、「1億円以下」へ引き上げること。
- ⑥ 個人投資家において、ベンチャー企業の株式に損失が生じた場合、他の所得との損益通算を可能とすること。

(3) 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置(いわゆるオーナー課税)の廃止

いわゆるオーナー課税は、個人事業者が節税目的から安易に法人成りをすることを防ぐという本来の制度趣旨から外れて、従業員規模、業績とも十分に備えた従来から存在する一般的な同族会社も対象となっており、また法人間における公平の原則にも反する点など様々な問題点があるため、早急に廃止すべきである。

(4) 役員給与の損金算入制度の見直し

役員給与について、税務上は原則損金不算入とされ、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与の3種類の役員給与のみ損金算入を認めるという制度となっている。しかしながら、そもそも役員給与は役員に対する相当な職務執行の対価であり、原則、損金算入とすべきである。

少なくとも、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」については、事業年度開始から3カ月以内に限られており、3カ月以降は「特別な事情」がない限り認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態に鑑み、年度途中での改定を認めるべきである。

(5) 交際費課税の全額損金算入

交際費は、既存顧客との関係維持や新規顧客の開拓に資する支出であり、企業会計原則においては全額費用計上であるが、税務上は一部を除いて損金算入ができない。特に、中小企業は、大企業と異なり取引先が限定されるケースが多く、営業活動をする上で特定の取引先に対する販売促進活動は必要不可欠なものである。

このため、中小企業における事業遂行上必要かつ合理的な支出である交際費は、全額損金算入とすべきである。少なくとも、現行の中小企業特例(現行:交際費600万円以下の90%を損金算入)をさらに拡充し、恒久化すべきである。

(6) 海外展開に資する税制措置

① 少子・高齢化による国内市場の縮小、経済のグローバル化の更なる進展に対応するため、中小企業においても海外への販路開拓の必要性が高まっている。しかしながら、ヒト・モノ・カネ・情報など経営資源が限られている中小企業にとっては、海外展開に取り組むことは困難かつ相当な事業リスクを伴うものである。

このため、中小企業の海外展開に伴うリスクを減らし、果敢にチャレンジする

意欲を支援するため、海外の見本市や商談イベント等に要する費用や海外進出の事前調査に係る費用、専門家へのコンサルティング費用について一定割合を税額控除する制度を創設されたい。

- ②諸外国における法人税率の引き下げへの対応、海外進出に伴う国際課税リスクを軽減する観点から、現行のタックスヘイブン税制におけるトリガー税率（※）（現行：25%）の引き下げや移転価格税制における適用ルールの明確化を図られたい。

※わが国企業が海外現地法人を有する場合、当該法人の税負担率が25%（トリガー税率）を下回る場合には特定外国会社等とされ、適用除外基準を満たさない限り、タックスヘイブン税制により合算課税を受ける。

（7）経営力向上に向けた中小企業特例の創設

収益を上げて納税することは、企業の社会的責任として当然のことであるが、徴税側においても、経営の透明性や信頼性を強化する取り組みを行っている中小企業を税制面から支援することは、企業の収益性や経営力の向上を通して、税収の増加に加え、雇用の増大や地域の活性化が期待される。

このため、一定の中小企業に対して、同族会社における役員給与の利益連動給与の適用、人材投資促進税制の適用範囲の拡大（役員・後継者を対象とする）、税務調査の簡素化など、中小企業の経営力や事業意欲の向上を図るための税制措置を検討されたい。

（8）小規模企業共済制度・中小企業倒産防止共済制度に係る税制措置

- ①現行の小規模企業共済制度において、個人事業者の事業主のみ加入が認められているが、加入対象者を個人事業者の配偶者・後継者等をはじめとする「共同経営者」にまで拡大した上で、掛金を全額損金算入できる措置を図られたい。
- ②中小企業の連鎖倒産を防止する中小企業倒産防止共済制度の共済貸付限度額を引き上げた上で、損金算入が認められる掛金の限度額の引き上げを図られたい。

（9）事業再生・再編を支援する税制措置

経営環境は依然厳しく、中小企業の倒産数が増加している中、地域の中堅・中小企業等の円滑な事業再生を支援する「企業再生支援機構」が創設されることになっているが、地域経済の活力維持や雇用確保の観点から、中小企業の事業再生・継続への取り組みを力強く支援していくことが重要である。

- ①産業活力再生特別措置法の改正により新たに「中小企業承継事業再生計画」を創設し、「第二会社方式」（※）によって事業の再生・継続を図ろうとする中小企業の計画を主務大臣が認定し、その認定を受けた計画に基づいて実施される事業譲渡や会社分割における登録免許税および不動産取得税を軽減する措置について、その適用期限を延長されたい。

※経営困難に陥っている会社から事業譲渡や会社分割によって採算見込みのある事業を分離し、当該事業の再生・継続を図る手法。

- ②法的整理および「民事再生法の法的整理に準じた一定の私的整理」により事業再生が図られた場合に、資産の評価損益および期限切れ欠損金の優先控除の利用ができるいわゆる「事業再生税制」について、現行、「一定の私的整理」の要件の一つとして「2以上の金融機関が債務免除すること」が盛り込まれているが、事業再生の迅速化を図るため、「1以上の金融機関」とされたい。

- ③中小企業再生支援協議会や企業再生支援機構等が認定する再生計画に基づき、経営者やその同族関係者が会社に土地等の私財を提供した場合、提供側・受領側ともに課税が発生しないような特例措置の創設を図りたい。
- ④事業再生の局面においては、資産価格を時価に再評価し、必要に応じて時価まで減損しているが、固定資産税の評価基準にはこれらの減損が考慮されないため、結果として高い評価基準に基づいて税額計算がなされており、再生に取り組む企業の過度な負担となっている。このため、法的整理および「一定の私的整理」に基づく事業再生においては、固定資産税の負担軽減を図りたい。
- ⑤債務保証の特例（※）の判定基準が明確に示されていないため、資産処分後に本特例が適用されない可能性もあり、迅速な企業再生の障害となっていることから、特例適用の判断基準を明確化されたい。

※保証人が所有資産を譲渡して債務を弁済したが、主たる債務者への求償権の行使が不可能である場合には、処分した資産の譲渡所得をないものとする特例。中小企業の事業の再生の際、会社の借入に対し代表者等の所有資産を処分して保証債務を履行することも多く、資産を処分した際の資産譲渡益について本特例を適用しうる。

2. 企業の競争力強化のための税制

急拡大する新興成長国の台頭、技術革新スピードの加速、グローバル競争の激化の中で、わが国経済の活力を高め持続的な成長発展を実現するためには、わが国企業のイノベーションの創出や国際競争力の強化に向けて、企業の財務基盤強化や投資意欲促進に資する税制措置が必要である。

（1）企業の国際競争力の強化

- ①近年、諸外国において法人税率の引き下げが進展しており（EU 平均：27.97%、OECD 平均：27.33%）、わが国の法人税の法人実効税率（現行：40.69%）は世界で最も高い水準にある。このため、わが国企業の国際競争力を強化する観点から、税制抜本改革時において、法人実効税率を引き下げていく必要がある。
- ②企業の研究開発や情報基盤投資を支援するため、本年度末に適用期限を迎える研究開発促進税制や情報基盤強化税制について、拡充・延長を講じられたい。

（2）欠損金制度の拡充

①中小企業の欠損金の繰戻還付期間の2年への拡充

平成21年度改正において、中小企業の欠損金の繰戻還付制度が前倒し復活されたが、繰戻期間が1年に限られているため、控除しきれない分が生じる。平成21年度以降はさらに赤字となる企業が増えると予想されることから、キャッシュフローの改善を支援するため、欠損金の繰戻還付期間を2年に拡充されたい。

②欠損金の繰戻還付制度の適用対象の中堅企業への拡充

現下の厳しい経済情勢において、中堅企業もこれまでになく苦境に立たされている。地域経済と雇用の中核として大きな役割を担っている中堅企業の財務基盤強化の観点から、欠損金の繰戻還付制度の適用対象に中堅規模（資本金1億円超10億円以下）の企業を含めるとともに、繰戻還付期間を2年に拡充されたい。

③欠損金の繰越控除期間の拡充

課税上の期間損益の通算は、企業が中長期的な視点に立った経営を行う上で極

めて重要である。欠損金の繰越期間については、平成16年度税制改正において7年に延長されたことは評価するものの、欧米先進国に比べて依然短い状況にある。グローバル競争がより一層激化する中、わが国企業が果敢にリスクのある事業に挑戦できる環境を整えるため、欠損金の繰越控除期間の延長を検討されたい。

(3) 印紙税の廃止

印紙税については、電子商取引やペーパーレス化の普及・進展により、文書を課税主体とすることに合理性が失われてきている中で、電子媒体を通じた取引の度合いや手形の利用状況により、電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。また、課税文書の判定が難しい、一取引について何重にも課税されるなど制度上の問題点も多く、速やかに廃止すべきである。

(4) 同族会社の留保金課税の完全撤廃

資本金1億円超の特定同族会社について、現行も留保金課税が課せられているが、現下の厳しい経済情勢の中で、企業の自己資本充実に向けた事業意欲・経営基盤強化の阻害要因となっている。このため、自己資本比率の低い中堅規模（資本金1億円超10億円以下）の企業については適用除外とするなどの経過措置を講じながら、廃止していくべきである。

3. 事業承継の円滑化に資する税制措置の拡充

商工会議所の長年の要望により実現した事業承継税制は、本格的に活用される時代に入ったが、全国の中小企業において事業承継税制が円滑かつ確実に運用されるためには、随時、時代に適応した使いやすい制度としていくことが不可欠である。

また、少子高齢化や経営の高度化・専門化が進展する中で、親族内に適切な後継者がいない等の理由により、親族以外の者を後継者とする事業承継が増加し、全体の4割を占めるまでに至っているほか、分散した株式の集中化への支援等が求められており、地域の雇用確保や経済活力の維持の観点から安定的な事業継続の確保に向け、こうした新しい課題に対する事業承継税制措置が急務となってきている。

以上を踏まえ、事業承継の円滑化に向けた支援策が拡充されるよう、以下の措置を講じられたい。

(1) 非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の充実化

- (ア) 信託を活用した株式の納税猶予制度の適用化
- (イ) 一般的な相続時精算課税制度を活用した株式の納税猶予制度の適用化
- (ウ) 相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件の引き下げ

(2) 親族外の事業承継の円滑化を図るための税制措置の創設

- (ア) 同族株主判定の際の特例的評価方式の適用範囲の拡大
- (イ) 低額譲渡の際の贈与税の減免

(3) 分散した株式の集中化を支援する税制措置の創設

(4) 取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直し

※詳細は別紙2「平成22年度事業承継円滑化のための税制改正に関する要望」[18頁]を参照。

(5) 相続税

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 21 年 4 月 1 日施行）の附則第 104 条において、相続税の課税ベース、税率構造等を見直すことが規定されたが、地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動の継続の観点から、相続税の見直しに際しては、中小企業の円滑な事業承継の妨げにならないようにすべきである。

なお、わが国の相続税は、相対的に地価の高い大都市部に偏った負担構造となっており、制度変更の内容によってはその偏りを一層増大させかねないことに留意する必要がある。

4. 環境対策（地球温暖化対策等）の促進

企業や市民が環境に配慮した取り組みを加速し、持続的な経済成長を図りつつ温室効果ガス排出削減を果たせるよう、省エネや低炭素経営を促進する税制上の措置を講じられたい。

(1) 国内クレジット取得費用の全額損金算入

国内クレジットを取得した企業が、わが国の温室効果ガス削減に貢献する自主行動計画等の目標達成のために同クレジットを活用した際、京都メカニズムクレジットと同様に、中小企業等からのクレジット取得費用の全額を損金算入可能である旨明確化されたい。

(2) 中小企業の省エネ対策と、省エネ・新エネの技術開発の促進

- ① 中小企業の環境対策への意欲を高め、低炭素経営への転換を促すよう、省エネルギー・温室効果ガス削減に資する設備等の導入に対し、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の対象設備の拡充・恒久化など、支援措置を講じられたい。
- ② 世界をリードする環境分野の技術革新を加速し国際競争力を向上させる観点からも、省エネ技術や新エネルギーに係る研究開発について、一層の税制上の優遇措置を講じられたい。

(3) 業務・家庭部門における対策の促進

温室効果ガス削減対策の遅れている業務・家庭部門の取り組みを加速するよう、家庭・オフィスにおける省エネ型製品（電気製品、照明器具、ガス・石油機器等）への買い替えを促す税制上のインセンティブを講じられたい。

(4) 自動車グリーン税制の延長・拡充

自動車の排ガスのグリーン化および燃費改善を図るため、自動車グリーン税制を延長・拡充されたい。

(5) 新エネルギー等の利用促進

温室効果ガスの排出を伴わない風力発電や太陽光発電などの、再生可能エネルギーから電力を得ることによる環境付加価値を証書化した「グリーン電力証書」の購入費用について、その全額を損金算入できるような措置を講じられたい。

(6) 「環境」を名目にした新たな税負担増の反対

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの総排出量に応じて課税する新たな税は、「環境と経済の両立」を阻害するものであり、「環境」を名目に、事業者・国民に対して新たな税負担増を求めることには反対である。

5. 雇用を促進する税制措置

中小企業は、地域経済の雇用を守る担い手として、厳しい経済情勢の中でも必死に雇用を維持するために最大限の努力をしている。一方、将来的には、少子高齢化が進み、労働人口の減少が予想されている中、優秀な労働力の確保は中小企業にとって重要な課題である。このため、中小企業の雇用促進や従業員の福利厚生向上を強力に支援する税制措置が必要である。

(1) 雇用促進を支援する税制措置

現下の厳しい経済状況の中で、雇用の維持・増大に努めている中小企業を支援する観点から、以下の税制措置を図られたい。

①人材確保支援税制（仮称）の創設

中小企業の雇用の維持・増大を支援するため、人材確保に積極的に取り組む中小企業に対し、採用活動に伴う費用の一定割合や人件費の増加額に対する一定割合を税額控除する制度を創設されたい。

②雇用安定化に資する措置の創設

中小企業の雇用の安定化を支援するため、ベンチャー・新規創業企業や継続的に従業員を雇用している中小企業に対し、社会保険料の企業負担分の一定割合を減免する措置を創設されたい。

(2) 最適な企業年金制度・退職金制度を構築しやすい環境の整備

わが国の雇用の7割を支える中小企業が最適な企業年金・退職金制度の充実させることにより、従業員の将来への安心や福利厚生に資する環境整備を図るため、以下の税制措置を講じられたい。

- ①確定拠出年金制度におけるマッチング拠出の確実な創設、中途引き出し要件の一層の緩和、年金・加入期間による制約の緩和、個人型確定拠出年金の対象拡充等。
- ②特別法人税については、「拠出時・運用時は非課税、給付時に課税」という年金税制の原則に反しており、凍結の期限(平成23年3月31日)を待つことなく直ちに完全撤廃すべき。
- ③確定給付と確定拠出の特徴を持つ新たなハイブリッド型企業年金の創設。
- ④総合型確定給付企業年金および総合型確定拠出年金への従業員単位での任意加入の認可。
- ⑤閉鎖型適格退職年金の年金受給者に関する税制上の優遇措置の継続。
- ⑥中小企業における退職給付引当金に対する損金算入制度の復活。

(3) 特定退職金共済制度の拡充

- ①中小企業退職金共済制度の加入対象者の範囲が拡大されることになった場合には、特定退職金共済制度においても、加入対象者の範囲を中小企業退職金共済制度と同様に拡大されたい。

- ②特定退職金共済制度を将来的にも安定した制度とするため、受給権の保護等を担保する仕組みなどを盛り込んだ早急な法的整備の実現を図り、適格退職年金からの非課税移換を実現されたい。

6. グループ法人税制

本年7月に公表された「資本に係る取引等に係る税制についての論点」において、親会社およびその100%子会社をグループと捉え一体的に税制措置を講じる「グループ法人税制」（仮称）が提示されている。具体的な個別制度としては、この税制の中に、(ア)所得通算を行う選択制の「連結納税制度」（平成14年度改正で導入）と、(イ)所得通算を行わない「グループ法人単体課税制度（仮称）」（本論点で創設を提示。強制適用）が盛り込まれた。さらに、同論点には、連結納税制度の見直しの方向性とともなグループ法人単体課税制度の方向性（※）が示されている。

そもそもグループ法人税制をわざわざ新たに導入するのであれば、中堅・中小企業の活力を強化し経済の成長・発展に資するものでなければならず、中堅・中小企業の経営基盤を損なうような措置の導入は到底、容認できない。

グループ法人単体課税制度の導入によって、中堅・中小企業に対する課税強化が決して行われることがないよう、以下の対応を強く望む。

※グループ企業間（原則、親会社およびその100%子会社）の所得通算は行わず、所得に関しては現行の単体企業毎の納税方式を維持する一方で、グループ企業間の取引については、連結納税制度と同様に、1,000万円以上の資産の譲渡取引の譲渡損益の繰り延べや受取配当の益金不算入制度における負債利子控除の廃止等を講じる。親会社が資本金1億円超の場合は、子会社の中小特例（法人税の軽減税率、交際費の損金算入特例等）が不適用となる。

※「受取配当の益金不算入制度における負債利子控除の廃止」とは、金融機関等からの借り入れによって取得した子会社株式に係る支払利子分を益金としないこと。その分、課税所得が減る。

（1）グループ法人単体課税制度導入による中堅・中小企業への課税強化には、断固反対

- ①親会社が中堅・中小規模（資本金10億円以下）の企業の場合は、「選択制」とすべきである。
- ②親会社が中堅規模（資本金1億円超10億円以下）の企業の場合は、子会社の中小特例は、断固、維持すべきである。

※詳細は別紙「グループ法人単体課税制度導入による中堅・中小企業への課税強化には、断固反対」[16頁]を参照。

（2）連結納税制度の見直し

連結納税制度の普及促進を図るため、連結納税開始等における子会社の単体欠損金の持込制限の緩和や連結納税グループ内の寄附金における受け手側の益金不算入等の見直しを図られたい。

7. 消費税制度に係る問題点の解決

(1) 簡易課税と本則課税制度の選択の柔軟化

現行の消費税法上、簡易課税制度選択届出書等の提出期日は、課税期間開始日の前日までとなっており、また一度選択した課税方式や課税期間等は2年間継続適用が強制されている。このような硬直的な制度は、設備投資の計画が立てにくく、機動的な設備投資判断が必要な中小企業や個人事業主の混乱を招くことがある。

このため、消費税の各種届出書等の提出期日を申告期限の末日まで認めることや、選択した課税方式等の2年間継続適用の規定を廃止するなど改めるべきである。

(2) 仕入税額控除の要件緩和

現行の仕入税額控除の要件は、帳簿および請求書等を保存し、なおかつ仕入先の名称、仕入の年月日、資産又は役務の内容等を記載しなければならず、法令上法人税や所得税よりも記帳水準が厳格に要求されている。このため、事業者にとって多大な事務負担が生じており、また、帳簿等の「記録」の不備を理由に仕入税額控除が認められない事例も発生している。

事業者の納税事務負担の軽減および課税側の徴税コスト削減の観点から、例えば、請求書等に上記事項の記載がある場合は、帳簿への記載事項を一部省略できるようにするなど、仕入税額控除の要件を法令上緩和すべきである。

(3) 消費税の納税手続きに関する制度の改善

消費税の納税事務の円滑化を図るため、納税手続きを以下のとおり改善すべきである。

- ①消費税の少額滞納を防止する観点から、自ら希望する場合、課税額の多寡によらず、中間申告および納付回数を任意選択できる制度に改めること。
- ②法人税では一定の理由がある場合には、申告書の提出期限を1カ月間延長できるのに対し、消費税には提出期限の延長制度がない。納税者の利便性を図る観点から、法人税と同様、消費税の申告期限の延長措置を創設すること。

(4) 個別消費税等との二重課税の解消

消費税は、個別消費税（揮発油税、自動車取得税、酒税等）や印紙税等との二重課税となっており、石油製品や自動車関連等の特定の業界や消費者に税負担が偏っていることから、公平性を欠いている。このため、消費税と個別消費税等との二重課税は、早期に解消すべきである。

- ①石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）
- ②自動車に課せられる税（自動車取得税）
- ③嗜好品に課せられる税（酒税、たばこ税、たばこ特別税）
- ④その他の税（印紙税、ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税、法人事業税の外形標準課税）

Ⅱ. 経済社会の変化に対応した税制

1. 消費拡大に資する税制措置

わが国経済を早期に浮揚させ、持続的な内需拡大を図るためには、GDPの6割を占める個人消費の拡大に資する税制措置を講じるべきである。

- ①高齢者層の個人金融資産を若年・中堅層へ早期に移転させ消費拡大を図る観点から、贈与税の基礎控除額（現行：年間110万円）の時限的引き上げ、相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件（現行：65歳以上）の60歳への引き下げを検討されたい。
- ②少子化対策等の観点から、子育て世代の経済的負担を軽減する給付面での政策が検討されている中、中低所得層の所得を増やし個人消費の拡大につなげる支援策として、給付付き税額控除の導入は検討に値する。導入にあたっては、政策目標・対象の明確化、税と社会保障の執行体制の整備や現行制度との整合性の問題、番号制度の必要性等の様々な課題について、十分に検討されたい。

2. 大規模地震対策の促進

近年、わが国において、大規模な地震が頻発しており、日頃の地震対策が大変、重要であることを再認識する必要がある。現在、耐震改修促進法の認定計画に基づく特定建築物（多数の者が利用する3階かつ1,000平米以上等の建築物）の耐震改修を行った場合には、その工事に伴って取得等をする建物部分について、10%の特別償却ができる措置が講じられているが、特定建築物以外については対象外となっている。

このため、耐震改修のより一層の促進や景気浮揚の観点から、以下の措置を講じられたい。

- ①特定建築物の特別償却率（現行：10%）について、適用期限を延長すること。
- ②特定建築物以外の事務所や工場等の建築物について、耐震改修や耐震対策のための建替えを行った場合、その工事に伴って取得等をする建物部分を特別償却の対象としつつ、特別償却率を時限的に100%等とするなど、思い切った措置を講じること。

3. 税と会計の関係

本年6月、企業会計審議会が公表した「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」において、2012年を目途に上場企業の連結財務諸表の国際会計基準強制適用の是非を判断し、早くも2015年にも適用する方針が示された。

個別財務諸表の取り扱いについても、今後、2012年までの間に検討が進められることが想定される。個別財務諸表について国際会計基準の適用が行われれば、中小企業を中心とした非上場企業にも影響が及ぶこととなる上に、税への影響が考えられることから、適用については、非上場企業の実態を踏まえ税務負担の観点を含めた税と会計が一体となったあり方の議論が不可欠である。

これまでの「確定決算主義」や「税会調整方式」を維持した上で、欧州諸国と同様に、「連結財務諸表」と「個別財務諸表」を分離し、課税の基礎となる「個別財務諸表」についてはわが国のこれまでの商慣行等の実態を踏まえ、わが国独自の制度を策定すべきである。

Ⅲ. 地域活性化のための税制

1. 土地・住宅税制等の見直しと中心市街地等の活性化のための税制措置

(1) 土地に係る固定資産税の負担軽減等

- ①固定資産税は、担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に対しても一律1.4%が課税されており、特に規模の小さい中小企業にとって相対的に過重な負担となっている。中小企業の税負担に配慮する観点から、中小企業の固定資産税の軽減税率の創設を講じられたい。
- ②商業地等においては、土地の実勢価格が下落しているにもかかわらず、固定資産税は上昇しており、中小企業にとって多大な負担感をもたらしている。固定資産税の負担の適正化・均衡化を図る観点から、負担水準の上限（現行：70%）を60%へ引き下げられたい。
- ③東京都においては、以下の条例について延長をされたい。
 - (a)商業地等における固定資産税・都市計画税の負担水準の上限を65%に引き下げる措置を延長すること。
 - (b)小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税を2割減免する措置を延長すること。

(2) 建物に係る固定資産税の抜本的な見直し

建物に係る固定資産税の評価について、再建築価額方式により算出されているが、算出方法が極めて複雑であり、また年数が経過しても評価額が一向に下がらない等の問題点が指摘されている。

このため、現行の再建築価格方式の見直しを含め、納税者が理解、納得できる評価方法へ見直す必要がある。

(3) 償却資産に係る固定資産税の廃止

諸外国において、償却資産に固定資産税を賦課している例は少なく、わが国の国際競争力を削ぐことから、早急に廃止すべきである。

少なくとも、中小企業に対し、納税事務負担の軽減の観点から、償却資産に係る免税点（現行：150万円）を引き上げること、30万円未満の少額減価償却資産を課税対象外とすること、備忘価格を残し全額償却可能とすること等の措置を図られたい。

(4) 住宅税制の充実・延長

日本経済が明るさを取り戻すためには、雇用や仕事の増大をもたらす需要の創出が不可欠であり、経済波及効果が大きい住宅需要を喚起する観点から、以下の住宅取得を支援する税制措置を講じられたい。

- ①居住用財産の売却・買換えに伴う譲渡損失繰越控除制度の延長
- ②特定の居住用財産の買換え特例の延長
- ③相続時精算課税制度における住宅取得資金贈与に係る特例（現行：1000万円の非課税枠の上乗せ）の延長
- ④環境に配慮した省エネ住宅の普及を加速するため、省エネ住宅リフォーム投資型減税の一層の拡充
- ⑤住宅及び住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例の延長

- ⑥新築住宅に係る固定資産税の軽減特例の延長
- ⑦既存住宅の改修に係る固定資産税の特例の延長・拡充
- ⑧長期優良住宅に係る特例の延長

(5) 不動産流動化促進のための税制措置

土地の取得コストを軽減し、土地の有効利用を通じて新しい産業構造への転換および地域経済の再生を図るため、以下の税制措置を講じるべきである。

- ①登録免許税については、金額等を課税標準としているが、「登記事務」に要する費用と比較して過重となっており、手数料程度（例えば、一律、数千円程度）へ引き下げること。
- ②不動産取得税を廃止すること。
- ③法人の土地譲渡益重課制度の恒久的廃止を図ること。

(6) 中心市街地等の活性化のための税制措置

地域の活性化を図るため、遊休地等の有効利用の促進、地域の関係者や民間事業者等が主体となって実施する中心市街等の活性化を支援する税制措置を講じられたい。

- ①遊休地等の有効利用の促進を図るため、事業用の借地期間に比べ建物の償却期間が長い場合には、建物の償却期間を借地期間に合わせられたい。
- ②商店街等活性化や地域活性化に寄与する団体やNPO法人等への寄附金について、特定公益増進法人並みの寄附金優遇を認められたい。
- ③地域の活性化のための行事や活動への協賛金等について、全額損金算入できるような措置を講じられたい。

2. 事業所税の廃止

事業所税は、事業者の「事業所床面積」や「従業員給与」という一定の外形標準を対象に課税する仕組みとなっているため、赤字企業にも課税される他、固定資産税との二重負担や「新規の開業」、「事業所面積の拡大」、「従業員給与の増加」に抑制的な仕組みとなっている。加えて、厳しい経済情勢により多くの企業が苦境に立たされている中、赤字企業も含め課税されるのは企業に過度な負担を負わせることになり、地域経済の成長を阻害することとなる。

このため、事業所税は廃止すべきであり、特に負担感が大きい中小企業者に対しては直ちに廃止すべきである。

3. 法人への安易な超過課税・独自課税導入への反対

地方自治体においては、財源確保のため、標準税率を超えた率で課税する超過課税や条例による独自課税を導入しているところがあるが、その内容を見ると、法人への課税が多く、「取りやすいところから取る」といった姿勢が否めない。

新たな税負担を民間に求める場合、まず、行政において人件費を含め、徹底的に歳出削減をしたうえで、納税者となる住民や事業所等に対し、自治体の財政状況や当該税制の政策目的を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。ましてや、十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税するようなことは行うべきではない。

IV. 納税環境等の整備

1. 納税者番号制度の早期導入

納税者番号制度は、所得の捕捉による納税の公平化、税務行政の効率化や給付付き税額控除制度導入の観点から、社会保障に関する番号制度との一元化も含めて、早急に導入を検討すべき時期にきている。

ただし、検討する際は、情報漏えい防止に万全を図るとともに、目的外利用の範囲の明確化や罰則の設置、目的外利用を監視する第三者機関の創設など、納税者の不安を払拭できる十分な措置を講じ、円滑な導入を目指すべきである。

2. 利子税・延滞税・不納付加算税の軽減

(1) 利子税・延滞税の軽減

利子税の税率は、特例基準割合で4.5%、延滞税は、2カ月を経過する日まで特例基準割合の4.5%が適用され、2カ月経過後は14.6%となっている。14.6%という税率は、昭和37年に制定された国税通則法に規定されたものであるが、当時の公定歩合は6.57%、平均貸出金利は8から9%程度であり、14.6%は相応の罰則負担であったといえる。しかし、昨今の金利情勢に照らして余りにも高利率であり、資金繰りに余裕のない中小企業に対し過酷な負担を強いているため、以下の対応を講じるべきである。

- ①利子税は延納期間の約定利息の性質を有し、延滞税は遅延利息に相当するものであるため、市中金利との格差を踏まえ、利子税・延滞税の利率を軽減すべきである。また、延滞税の軽減割合の適用期間（現行：2カ月）を拡大すべきである。
- ②予定納税に関して、予定納税時期の納税が遅れた場合にも延滞税が課せられているが、予定納税は前払い的な性格を有するものであるため、予定納税時期の納税が遅れた場合の延滞税の課税を廃止すべきである。

(2) 不納付加算税の軽減

中小企業は、人的資源に乏しく本業に人員を充てたい中、経理担当の社員をわざわざ雇い、従業員の給与所得の源泉徴収事務など国の納税事務を協力している。源泉所得税の納付期限は翌月の10日と極めて短期間に設定され、特に年末調整の際は多忙を極め、必死になって納税事務を行っている状況にある。このような中、源泉所得税の納付遅延が起ると、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の10%が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、以下の対応を講じるべきである。

- ①給与所得の源泉所得税の納付期限（現行：翌月10日）を、「翌月20日」にすること。
- ②不納付加算税を、軽減すること。

3. 中小企業の納税事務負担の軽減措置の創設・手続きの簡素化

申告納税方式を採用しているわが国では、納税者は納税のため多大な事務負担が課せられている。特に、人的資源に乏しい中小企業においては、大企業と比較し、納税事務負担のウェイトは高く、生産性向上の阻害要因となっている。

- ①納税事務負担を軽減し、本業に専念できるよう、納税協力費用相当分の税額控除制

度の創設、提出書類の免除・簡素化等、中小企業の負担の軽減を図りたい。

②税制は簡素であるという基本原則から離れ、例えば、特殊支配同族会社の役員給与損金算入制限措置に関する所得計算など、複雑かつ煩雑な事務が増えている。納税者にとって分かりやすい簡素な税制にするとともに、納付手続きの整理・合理化の観点から手続きを改善すべきである。

- (a) 電子申告・納税の普及のため、e-tax について、税額控除制度の拡充・恒久化を図ること。eL-TAX については、導入自治体の拡大を早急に図ること。
- (b) 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること。
- (c) 国や都道府県や市町村毎に行っている書類等の提出や納付窓口等について、本社や本店所在地のある自治体において、手続きを一元化できるようにすること。
- (d) 固定資産税の償却資産の申告期限(毎年1月末頃)を各社の法人税申告期限と統一すること。
- (e) 中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること。
- (f) 法人による法人税や消費税の振替納税の導入すること。
- (g) 「法人事業概況説明書」は決算書と内容が重複している点が多いことから、廃止すること。
- (h) 個人事業者における確定申告の時期を選択できるようにすること。
- (i) 準確定申告(納税者が死亡したときの確定申告)の申告期限を相続税申告期限まで延長可能とすること。

4. 国税・地方税・社会保険料の徴収一元化

わが国の国税・地方税・社会保険料の徴収は、国税庁、地方自治体、社会保険庁、労働局等の各徴収機関によって行われているが、課税ベースの多くが重複しているわが国の状況を鑑みると、一元化徴収を進めている諸外国と比べて、納税者側・徴収側にとって双方に余計なコストがかかっている。

納税者側の事務負担軽減および徴収側の徴収コスト削減・効率化の観点から、まずは、国と地方において、課税ベースが重複している税目(法人税・地方法人二税、個人所得税・個人住民税)等の徴収機関窓口の統一を図り、最終的には国税、地方税、社会保険料、雇用保険料等の全てについて、徴収体制の一元化を進めるべきである。

5. 活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施

中小企業・小規模事業者の振興や地域の再生・活性化に取り組んでいる商工会議所など特別法に基づいて設立された特に公益性の高い非営利法人については、その公益的な活動をさらに促進するために、特定公益増進法人等以上の寄附金優遇を認めるなど寄附金制度を拡充すべきである。

以 上

別紙 1

グループ法人単体課税制度導入による中堅・中小企業への課税強化には、断固反対

本年7月に公表された「資本に係る取引等に係る税制についての論点」において、親会社およびその100%子会社をグループと捉え一体的に税制措置を講じる「グループ法人税制」（仮称）が提示されている。具体的な個別制度としては、この税制の中に、（i）所得通算を行う選択制の「連結納税制度」（平成14年度改正で導入）と、（ii）所得通算を行わない「グループ法人単体課税制度（仮称）」（本論点で創設を提示。強制適用）が盛り込まれた。さらに、同論点には、連結納税制度の見直しの方向性とともなグループ法人単体課税制度の方向性（※）が示された。

※グループ企業間（原則、親会社およびその100%子会社）の所得通算は行わず、所得に関しては現行の単体企業毎の納税方式を維持する一方で、グループ企業間の取引については、連結納税制度と同様に、1,000万円以上の資産の譲渡取引の譲渡損益の繰り延べや受取配当の益金不算入制度における負債利子控除の廃止等を講じる。親会社が資本金1億円超の場合は、子会社の中小特例（法人税の軽減税率、交際費の損金算入特例等）が不適用となる。

※「受取配当の益金不算入制度における負債利子控除の廃止」とは、金融機関等からの借り入れによって取得した子会社株式に係る支払利子分を益金としないこと。その分、課税所得が減る。

グループ法人税制をわざわざ新たに導入するのであれば、中堅・中小企業の活力を強化し経済の成長・発展に資するものでなければならず、中堅・中小企業の経営基盤を損なうような措置の導入は到底、容認できない。

グループ法人税制は、「グループ法人の一体的運営」が進展している状況を踏まえ、実態に即した課税を行うために編み出された手法である。この「グループ法人の一体的運営の進展」の根拠については、同論点において、大企業や中小企業の実例が紹介されているだけで、統計データ等の定量的な根拠が示されていない。

大企業の実例によれば、①単一事業者内における事業部門と同様にグループ本社が事業管理を集中的に行う場合から、子会社に対してその事業運営の独立性を一定程度許容しつつ、グループ本社が事業間のシナジー効果の実現や重複の排除、経営資源の会社間の再分配といった資本の一体性を生かした全体戦略を行う場合、②最近では、単なる分社化ではなく、関連会社を100%子会社化してグループ経営を強化する企業が増大しており、各会社の独立性を生かしながら、グループ統合のメリットを最大限に追求する傾向が顕著となっていることが紹介されている。

中小企業の実例によると、①新規事業の展開、②取引先等他社の要請への対応、③事業承継の円滑化、④事業責任の明確化のための事業部門の分社化等の目的から、事業運営の独立性については程度の差があるが、100%子会社の設立・取得が行われていることが紹介されている。

以上のとおり、大企業と中堅・中小企業において、グループ経営の目的・戦略や方法、近年の傾向等において事情が大きく異なるため、グループ法人税制の導入を検討する際は、安易に一律に適用するのではなく、それぞれの企業の実態に即した制度とすべきである。

一方、親会社およびその100%子会社を一つのグループとして捉える新たな課税制度である「グループ法人単体課税制度（仮称）」には、受取配当の益金不算入制度における負債利子控除制度の廃止など評価すべき項目があるものの、親会社およびその100%子会社は

「強制的」にグループ法人単体課税制度の適用を受けるとともに、親会社が資本金1億円超の場合は、子会社の中小特例（法人税の軽減税率、交際費の損金算入特例等）が「不適用」となるような記述がなされており、中堅・中小企業の経営基盤を損ねかねない制度になることが想定されている。

このため、グループ法人単体課税制度の導入によって、中堅・中小企業に対する課税強化が決して行われることがないよう、下記の対応を強く望む。

記

1. 親会社の中堅・中小規模（資本金10億円以下）の企業の場合は、「選択制」とすべき

中堅・中小企業は、グループ経営の目的・戦略や方法、近年の傾向等において、大企業と事情が大きく異なり、グループ全体をあたかも一企業のように捉え、資本の一体性を生かした全体戦略によりグループ経営を行ったり、近年、関連会社を100%子会社化したりしているような状況にはない。

また、大企業は連結決算を行っているケースが多くグループ全体の視点での経営が行われているが、中堅・中小企業においては連結決算を行っているケースが少なくグループ全体の視点での経営が行われている状況にはない。

さらに、親会社およびその100%子会社を一つのグループとして所得通算を行い、「連結親会社がグループ全体の納税義務者」となって納税を行う強固なつながりである「連結納税制度」では「選択制」となっている中、親会社およびその100%子会社をグループとして見立てるものの、所得通算までは行わず、それぞれが納税義務者のまま存在し、単にグループ内の資産移転を円滑にするという緩いつながりである「グループ法人単体課税制度（仮称）」が「強制適用」となるのは、著しくバランスを欠いており、到底、納税者の納得を得られるものではない。

以上のとおり、中堅・中小企業と大企業ではグループの事情が異なることや、「グループ法人単体課税制度（仮称）」が「連結納税制度」より厳しい適用となるのは不相当であることから、親会社の中堅・中小規模（資本金10億円以下）の企業の場合は、「グループ法人単体課税制度（仮称）」を「選択制」とすべきである。

2. 親会社の中堅規模（資本金1億円超10億円以下）の企業の場合は、子会社の中小特例を、断固維持すべき

中堅・中小企業は、大企業と事情が大きく異なり、グループ全体をあたかも一企業のように捉え資本の一体性を生かした全体戦略によりグループ経営を行っている状況にはなく、それぞれが事業運営の独立性を維持しながら経営を行っている状況にある。

このため、親会社と子会社との間で、資産の譲渡取引や現物配当、寄附金、受取配当などが行われているケースは稀であり、子会社は自社の存続・発展に向けて必死になって事業運営にあたっている状況にある。

このため、親会社の中堅規模（資本金1億円超10億円以下）の企業の場合は、資本金1億円以下の子会社の中小特例（法人税の軽減税率、交際費の損金算入特例等）の不適用は、子会社の財務基盤を徒に毀損し、投資や販路拡大、さらには雇用に抑制的に作用することとなり、地域経済の活性化やわが国の経済発展に大きな障害となる。

したがって、親会社の中堅規模（資本金1億円超10億円以下）の企業の場合は、子会社の中小特例は、断固維持すべきである。

以上

平成 22 年度事業承継円滑化のための税制改正に関する要望**東京商工会議所**

中小企業の事業承継問題は、単に一企業の経営者の交代だけにとどまらず、従業員やその家族の生活、取引先の経営や顧客の利便性、さらには地域社会にも多大な影響を及ぼす重要な課題である。

商工会議所は昭和39年以来、「包括的な事業承継税制の確立」の実現に向けて粘り強く要望活動を展開し、その結果、これまで事業承継の円滑化に向けた累次の税制措置等が講じられてきた。さらに、平成21年度税制改正において、経営資源としての株式の分散を防止し安定的な事業継続を確保するために産業政策的な見地から、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継法）」の制定（平成20年5月成立。同年10月施行）を踏まえ、親族内承継について、非上場株式に係る相続税の納税猶予制度（平成20年10月以降の相続に適用）および非上場株式に係る贈与税の納税猶予制度（平成21年4月以降の生前贈与に適用）が創設されたことは、事業承継税制の歴史上、極めて画期的なことである。

一方、時代の変遷や経営環境の構造変化の中で、中小企業は事業の継続や雇用の確保のために、常に事業内容や経営体制を環境に対応させており、事業承継についても時代変化に適合することが迫られている。

少子高齢化や経営の高度化・専門化が進展する中で、親族内に適切な後継者がいない等の理由により、親族以外の者を後継者とする事業承継が増加し、全体の4割を占めるまでに至っているほか、分散した株式の集中化への支援等が求められており、地域の雇用確保や経済活力の維持の観点から安定的な事業継続の確保に向け、こうした新しい課題に対する事業承継税制措置が急務となってきている。

長年の要望により実現した事業承継税制は、本格的に活用される時代に入ったが、全国の中小企業において事業承継税制が円滑かつ確実に運用されるためには、随時、時代に適応した使いやすい制度としていくことが不可欠である。

以上を踏まえ、平成 22 年度税制改正にあたり、事業承継の円滑化に向けた支援策が拡充されるよう、以下の事項の実現を強く要望する。

記

1. 非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の充実化

平成21年度税制改正において、非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度が創設されたことは、極めて大きな前進である。今後、以下の項目に加え、制度の利用・運用状況等を踏まえ、より円滑に活用されるよう必要に応じ制度の充実化を図られたい。

(1) 信託を活用した株式の納税猶予制度の適用化

事業承継手段の選択肢を増やす観点から、納税猶予制度の適用対象に株式の信託を活用した場合を含められたい。

(2) 一般的な相続時精算課税制度を活用した株式の納税猶予制度の適用化

(ア) 自社株式に係る相続税の10%減額特例の廃止に伴い、同特例を受けるために相続時精算課税制度により生前贈与された株式、(イ) 株式に係る相続時精算課税制度の特例の廃止に伴い、同特例により生前贈与された株式については、納税猶予制度施行に伴う経過措置として相続税の納税猶予制度の対象株式として認められたのは格別の配慮であるが、上記(ア)(イ)を活用しないで一般的な相続時精算課税制度により生前贈与された株式は、相続税の納税猶予制度の対象になっていない。

しかしながら、納税猶予制度の創設以前については、上記(ア)(イ)と小規模宅地特例とが部分併用であるという制度的な問題により、上記(ア)(イ)を活用できなかったものであることから、救済措置として、一般的な相続時精算課税制度により生前贈与された株式を相続税の納税猶予制度の適用対象に含められたい。

(3) 相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件の引き下げ

贈与税の納税猶予制度の適用対象とならない株式については、相続時精算課税制度を活用することにより円滑に生前贈与することができるが、贈与者の年齢要件(現行：65歳以上)がネックとなって同制度を活用できないという指摘がある。

このため、経営承継法が政策目的としている早期かつ計画的な事業承継を支援する観点から、相続時精算課税制度における贈与者の年齢要件を60歳まで引き下げられたい。

2. 親族外の事業承継の円滑化を図るための税制措置の創設

親族以外の役員・従業員等を後継者とする事業承継の円滑化を図るため、以下の措置を創設されたい。

(1) 同族株主判定の際の特例的評価方式の適用範囲の拡大

現行の非上場株式の評価は、同族関係者の範囲と議決権の割合により株主を区分し、原則的評価方式(純資産価額方式、類似業種比準方式)と特例的評価方式(配当還元方式)で評価することとしている。同族株主の判定基準は複雑であるが、特例的評価方式の適用範囲は狭く、多くの場合で原則的評価方式により評価されることとなり、評価額が相当、高くなってしまう。

先代経営者から親族以外の後継者へ自社株式が承継される際、事業継続の安定化を図るために後継者が過半数の株式取得を目指すと同族株主判定の際の特例的評価方式での評価となるため、後継者は過半数の株式を取得することが非常に困難となり、経営が不安定化するという指摘がある。

経営承継法では、安定的な事業継続を確保する観点から株式の集中化を図ることが政策目的とされ、経済産業大臣認定の際、相続人と同族関係者で50%超の議決権割合を保有することを要件としていることから、親族以外の後継者の円滑な株式取得を強力に支援するため、同族株主判定の際の議決権割合(現行：原則、30%以上)を「50%」に引き上げることをはじめとして特例的評価方式(配当還元方式)の適用範囲を、早急に拡大すべきである。

(2) 低額譲渡の際の贈与税の減免

親族以外の後継者への円滑な自社株式の承継のため、先代経営者が親族以外の後

継者に対し、自社株式を財産評価基本通達の評価額より相当程度低い金額で譲渡すると、評価額と譲渡価額との差額に対し贈与税が課されることとなり、親族以外の後継者への事業承継の妨げとなることがあるため、同贈与税の減免を図りたい。

3. 分散した株式の集中化を支援する税制措置の創設

商法上、株式会社の発起人が7人以上、必要とされた時代においては、株式を実質的な創業者以外の他の発起人が保有しており、株式が分散している会社も多い。その際、他の発起人は、株式を費用負担なし（名義株）もしくは額面負担により保有していた場合が多いと推定される。しかし、今般、制度化された「非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度」の活用等のために当該非上場株式を買い戻そうとした時に、その株式が非常に高く評価されるため買い戻しが極めて困難なケースがある。さらに、株主の相続等により株式が分散している会社においても同様の課題を抱えており、経営の安定や事業の継続が損なわれる事態が起きかねない。

経営承継法では、安定的な事業継続を確保する観点から株式の集中化を図ることが政策目的とされていることから、同納税猶予制度の円滑な活用等のために、特例的評価方式（配当還元方式）での買い取りを認めること等によって、分散した株式の集中化を支援する措置を創設されたい。

4. 取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直し

取引相場のない株式の評価は、中小企業経営者が経営努力により企業価値を向上させればさせるほど評価額が高くなり、相続税負担が重くなるという弊害が生じている。今般、創設された「非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度」は画期的な制度であるが、同制度の施行後といえども、親族間等で分散した株式の後継者による買い戻しなど、過大な株式評価が大きな支障となる。また、「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」（平成21年2月）においては、実務上広く活用されている収益還元方式やDCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式など多様な評価方法が提示されたところである。

以上を踏まえ、円滑な事業承継を加速する観点から、財産評価基本通達における取引相場のない株式の評価方法を抜本的に見直されたい。

以 上

| |
|---|
| 平成21年度第11号 平成21年10月8日 第608回常議員会決議 |
|---|